

報告第 1 1 号

長岡地域合併協議会幹事会規程の一部改正について

長岡地域合併協議会幹事会規程の一部を別紙のとおり改正したので報告する。

平成 1 6 年 4 月 1 3 日提出

長岡地域合併協議会
会長 森 民 夫

長岡地域合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程
長岡地域合併協議会幹事会規程の一部を次のように改正する。
別表三島町の項及び山古志村の項中「総務課長」を「企画課長」に改める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

長岡地域合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程新旧対照表
 (改正部分抜粋)

改正後	別表(第3条関係)		
	市町村名	職名	
	長岡市	助役	理事
	中之島町	助役	企画課長
	越路町	助役	総務課長
	三島町	助役	<u>企画課長</u>
	山古志村	助役	<u>企画課長</u>
	小国町	助役	総務課長
改正前	別表(第3条関係)		
	市町村名	職名	
	長岡市	助役	理事
	中之島町	助役	企画課長
	越路町	助役	総務課長
	三島町	助役	<u>総務課長</u>
	山古志村	助役	<u>総務課長</u>
	小国町	助役	総務課長

改正理由

- ・ 長岡地域合併協議会の構成市町村の組織変更に伴い、幹事になるものの職を変更するもの。

長岡地域合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、長岡地域合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 長岡地域合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する事項の協議又は調整に関する事務
- (2) 規約第13条に基づいて設置される分科会の進行管理等に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事務

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

- 2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長1人及び副幹事長1人を置き、幹事の互選によりこれを選出する。

- 2 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 3 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて幹事長が招集する。

- 2 幹事長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、幹事の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(報告)

第6条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市町村名	職 名	
長岡市	助 役	理 事
中之島町	助 役	企画課長
越路町	助 役	総務課長
三島町	助 役	企画課長
山古志村	助 役	企画課長
小国町	助 役	総務課長